

## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第72-21-00089号		
件名	藻岩・西野浄水場浄水発生土搬出業務		
入札(見積)年月日	令和 1年 6月 5日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,240円/t	主管課	72 藻岩浄水場
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000003790 (株) 公清企業		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 公清企業		3,000					落札
北海道衛生工業(株)		4,000					
(備考)							



## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第61-21-00145号		
件名	白川第3送水管充水業務その2		
入札(見積)年月日	令和 1年 6月 5日	午後 1時 35分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	3,715,200 円	主管課	61 計画課
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000015691 (有)野崎設備		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(有)野崎設備							落札
	3,500,000		3,440,000				
(備考)							



## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第32-21-00322号		
件名	水道局ブロック計量漏水調査業務その1		
入札(見積)年月日	令和 1年 6月 5日	午後 1時 50分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	9,882,000 円	主管課	32 給水課
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000070610 (株)サケミ技建		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)管路診断							
		9,300,000					
(株)サケミ技建							落札
		9,150,000					
ジェイアクア(株)							
		9,200,000					
(有)スイテック							
		9,350,000					
フジ地中情報(株)北海道支店							
		9,250,000					
(備考)							





## 入札（見積）結果調書

平成 31 年度

契約番号	第74-21-00068号		
件名	豊平峡ダム及び定山溪ダム水質調査業務		
入札(見積)年月日	令和 1年 6月 5日	午後 1時 45分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	5,130,000 円	主管課	74 水質管理センター
	<small>入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000016710 (株) 福田水文センター		

## 入札（見積）経過

(単位：円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株) 福田水文センター							決定
	5,200,000		4,750,000				
(備考)							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

### 記

- |        |   |
|--------|---|
| 1 件名   | 豊平峡ダム及び定山溪ダム水質調査業務  |
| 2 業者名  | 株式会社 福田水文センター   |
| 3 特定理由 | <ul style="list-style-type: none"><li>・本業務は北海道開発局札幌開発建設部(以下、「開発局」という。)と共同で行う調査である。本業務では開発局の業務委託により採水されたダム湖水について、浄水処理に影響を及ぼす項目の水質分析を委託する。既に開発局では開発局の担当分について、上記業者と契約済である。</li><li>・本業務により得られた測定データは、開発局と相互補完を行っている。よって同一日の同一地点においてダム湖水の採水及び測定を実施しなければならない。</li><li>・開発局と契約済の上記業者に本業務を実施させた場合、確実に同一日の同一地点においてダム湖水の採水及び測定が可能であるため、履行品質が確保できる。また、採水を開発局の業務委託により行うため、経費の節減もできる。よって、競争に付するよりも有利と認められる。</li></ul> |
| 4 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当すると判断されるため。   |



# 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

## 記

- 1 件名 藻岩浄水場脱水機設備保守点検業務
- 2 業者名 月島機械株式会社 札幌支店
- 3 特定理由  

本業務の対象設備である藻岩浄水場脱水機設備は、浄水処理工程で発生したスラッジを加圧脱水処理するための設備で、産業廃棄物の中間処理施設に当たる大変重要な設備である。本業務は、脱水処理系統全体の処理機能維持と円滑かつ効率的な運転を確保するため、脱水機設備の点検を行なうものである。

脱水機運転により発生する浄水発生土及び脱水ろ液は、法令（廃棄物処理法及び関連法規）で定められた基準を常に満たしていなければならない。本業務は正確に履行されなければならない。

脱水機設備は、上記業者により設計・納入が行われたものである。本点検業務においては、脱水機各部及び補機類の微妙な動作の正否が見極められなければならない。各機器の動作・状態についての正確な判定や機器動作時間の設定調整には、上記業者が独自の仕様で構築した一般には公開していないシステム的设计・整備技術・施工資料・調整データが必要である。

以上のことから、他の業者では点検を行うことが不可能であるため、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。